

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号および
会社法施行規則第189条に定める書面)

2023年4月1日

月島ホールディングス株式会社

月島アクアソリューション株式会社

月島機械株式会社

2023年4月1日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都中央区晴海三丁目5番1号
月島ホールディングス株式会社
代表取締役社長 川崎 淳

東京都中央区晴海三丁目5番1号
月島アクアソリューション株式会社
代表取締役社長 鷹取 啓太

東京都中央区晴海三丁目5番1号
月島機械株式会社
代表取締役社長 福沢 義之

月島ホールディングス株式会社（2023年4月1日付で商号を「月島機械株式会社」から変更。以下「分割会社」といいます。）と月島アクアソリューション株式会社（2023年4月1日付で商号を「月島水エンジニアリング分割準備株式会社」から変更。以下「承継会社①」といいます。）は、2022年4月28日付で締結した吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約①」といいます。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、分割会社の水環境事業に関する権利義務を承継会社①に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割①」といいます。）を行いました。また、分割会社と月島機械株式会社（2023年4月1日付で商号を「月島マシンセールス株式会社」から変更。以下「承継会社②」といいます。）は、2022年4月28日付で締結した吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約②」といいます。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、分割会社の産業事業に関する権利義務を承継会社②に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割②」といい、本件吸収分割①と合わせて以下「本件吸収分割」と総称します。）を行いました。

本件吸収分割に関して、会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号および会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2023年4月1日
2. 分割会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第784条の2）

会社法第784条の2の規定に従い、分割会社に対して本件吸収分割をやめることを請求した分割会社の株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）

分割会社は、会社法第785条第3項ならびに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項および第161条第2項の規定に基づき、2023年2月1日付の電子公告により、株主に対して本件吸収分割を行う旨等の公告を行いましたが、会社法第785条第1項の規定に基づき買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過（会社法第789条）

本件吸収分割における分割会社から承継会社①および承継会社②への債務の承継は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、会社法第789条の規定による手続は実施していません。

3. 承継会社①における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第796条の2）

会社法第796条の2の規定に従い、承継会社①に対して本件吸収分割①をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第797条）

承継会社①は、会社法第797条第3項の規定に従い、本件吸収分割①を行う旨等を株主に通知しましたが、会社法第797条第1項の規定に基づき買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議手続の経過（会社法第799条）

承継会社①は、会社法第799条第2項および第3項の規定に従い、2023年2月1日付の官報および電子公告により、債権者に対して本件吸収分割①に対する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 承継会社②における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第796条の2）

会社法第796条の2の規定に従い、承継会社②に対して本件吸収分割②をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第797条）

承継会社②は、会社法第797条第3項の規定に従い、本件吸収分割②を行う旨等を株主に通知しましたが、会社法第797条第1項の規定に基づき買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議手続の経過（会社法第799条）

承継会社②は、会社法第799条第2項および第3項の規定に従い、2023年2月1日付の官報および電子公告により、債権者に対して本件吸収分割②に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

5. 本件吸収分割①により承継会社①が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社①は、効力発生日である2023年4月1日付で、本件吸収分割契約①の定めに従い、分割会社が水環境事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

6. 本件吸収分割②により承継会社②が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社②は、効力発生日である2023年4月1日付で、本件吸収分割契約②の定めに従い、分割会社が産業事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

7. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2023年4月3日（予定）

8. 上記のほか本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

分割会社は、本件吸収分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「労働契約承継法」といいます。）第7条の規定に基づき、労働者の理解と協力を得るように努め、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条の規定に基づき、労働者との協議を行い、また、労働契約承継法第2条の規定に基づき、労働者への通知を2022年6月3日に行いましたが、所定の期間内に異議を述べた労働者はありませんでした。

以上